

情報公開に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人えんぱわめんと堺が、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、この法人の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

(法人の責務)

第2条 この規程の解釈及び運用に当たっては、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第3条 公開書類の閲覧又は謄写（以下「閲覧等」という。）をした者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

(情報公開の方法)

第4条 この法人は、法令の規定に基づき情報の開示を行うほか、この規程および個人情報等管理規程の定めるところに従い、主たる事務所への備置き又はインターネットを利用する方法により、情報の公開を行うものとする。

(公告)

第5条 この法人は、法令及び定款の規定に従い、貸借対照表について、公告を行うものとする。
2 前項の公告については、定款第41条の方法によるものとする。

(公開書類)

第6条 公開書類は以下のとおりとする。

- (1) 定款
- (2) 事業計画、活動予算
- (3) 事業報告、貸借対照表及び活動計算書、財産目録
- (4) 理事会、社員総会の議事録

(閲覧場所)

第7条 公開書類の閲覧場所は、主たる事務所とする。

(閲覧日時)

第8条 閲覧希望者は、事前に主たる事務所へ連絡することとする。

2 この法人は正当な理由があるときは閲覧希望者に対し、閲覧希望日を指定することができる。

(インターネットによる情報公開)

第9条 この法人は、第7条の規定による閲覧等のほか、広く一般の人々に対しインターネットによる情報公開を行うものとする。

2 前項の規定による情報公開の内容、方法等の詳細は代表理事が定める。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議により定める。

(管 理)

第11条 この法人の情報公開に関する事務は、事務局が管理する。

(改 廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2021年9月21日から施行する。(2021年9月20日理事会決議)